

利用者のために

2000年世界長林業センサスの概要

1 調査の目的

我が国農林業の基本構造の現状とその動向を農業集落、市区町村段階から全国に至る各段階別に明らかにし、農林行政の推進に必要な基礎的かつ総合的な統計資料を整備すること。

2 調査の沿革

昭和25年の1950年世界農業センサス以降、10年日ごとに国際条約に基づく世界農林業センサス（昭和35年からは、林業センサスも同時に実施）を行うとともに、その中間年に我が国独自の農業センサスを実施している。2000年世界農林業センサスは、通算して農業は1個目、林業は5回目にあたる。

3 調査体系

(1) 農業調査

調査の種類		調査対象	調査組織	調査期日
農業事業体調査	農家調査	すべての農家	農林水産省 一都道府県 一市区町村	平成12年2月1日
	農家以外の農業事業体調査	すべての農家以外の事業体	農林水産省 一都道府県 一市区町村	同上

(2) 林業調査

調査の種類		調査対象	調査組織	調査期日
林業事業体調査	林家調査	すべての林家	農林水産省 一都道府県 一市区町村	平成12年2月1日
	林家以外の林業事業体調査	すべての林家以外の事業体	農林水産省 一都道府県 一市区町村	同上

4 利用上の注意

- (1) この結果概要の数値については、確定値ではなく概数値であり、後日（平成13年度）農林水産省が刊行物として講評するものが確定値になる。
- (2) 解説及び統計表の数値についてはラウンドしてあるため、総数とその内訳を合計したものとが一致しない場合がある。

また、各統計表の増減率、構成比は、ラウンド後の表示値により算出している。

- (3) 表中に使用した符号は、次のとおりである。

- 「 - 」事実のないもの
- 「 ... 」調査を欠くもの
- 「 0 」単位に満たないもの
- 「 」減少したもの
- 「 」秘匿事項

(4) この調査は属人調査であり、林家及び林家以外の林業事業体調査については、市内の林家及び林家以外の林業事業体が保有している山林を調査するため、市内にある山林面積とは一致しない。

5 用語の解説

ア 農家調査

農 家： 平成12年2月1日現在の経営耕地面積が、10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。

販 売 農 家： 経営耕地面積が30a以上又は過去1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自 給的農家： 経営耕地が10a以上又は過去1年間の農産物販売金額が15万円以上の農家で、経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

主副業別分類： 農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて、農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農家分類として、1995年センサスから採用した。

主 業 農 家： 農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。

準主業農家： 農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。

副業的農家： 65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家をいう。

単一経営農家： 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の農家をいう。

準単一複合
経営農家： 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の農家をいう。

複合経営農家： 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の農家をいう。

専 業 農 家： 世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自首兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。

兼 業 農 家： 世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

第1種兼業農家： 農業所得を主とする兼業農家をいう。

第2種兼業農家： 農業所得を従とする兼業農家をいう。

農業従事者
主
(農業主従別類)

家族経営構成員（農業経営主と30日以上農業に従事する世帯員）の
自営農業従事日数の合計が、自営農業以外の従事日数の合計を上回る農家をいう。
(今回のセンサスから導入された。)

農業経営者

その家の農業経営に責任をもっている人。

農業後継者
者
(他出農業後者)

満15歳以上の世帯員のうち、次の代でその家の農業経営を引き継ぐ者
(予定者を含む)。また、他出農業後継者とは、その家からよそに出ている
看で、将来その家の農業経営を引き継ぐ者(予定者を含む)。

農業従事者

満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に農業に従事した者をいう。

農業専従者

調査期日前1年間に農業に150 日以上従事した者をいう。

準農業専従者

調査期日前1年間の農業従事日数が60日～150 日の者をいう。

農業就業人口

調査期日前1年間の「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の
双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のことをいう。

基幹的農業従事者

農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、調査期日1年
間丁のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。
(参考)世帯員の就業状態

		仕事への従事状況				
		農業 のみに 従事	農業とその他の 仕事の両方 に従事		その他 の仕事 のみに 従事	仕事に 従事し なかつ た
			農業 が主	その他 の仕事 が主		
ふだんの 主な 状態	主に 仕事	C		B	A	
	主に 家事や 育児					
	その他					

A 農業従事者

B 農業就業人口

C 基幹的農業
従事者

経営耕地也

農家が経営する耕地(田、畑及び樹園地の計)をいう。経営耕地は自作
地と借入耕地に区分される。

借入耕地也

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

貸付耕地

他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意志のない土地をいう。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法の規定により、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づき「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者のことをいう。

イ 林家調査・林家以外の林業事業体調査

林家

平成12年2月1日現在の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。
今回、定義の変更を行っており、1990年センサスまでは、保有山林面積が10ha以上の世帯としていた。

農家林家

林家のうち、農家である世帯をいう。

非農家林家

林家のうち、非農家である世帯をいう。

山林

用材、薪炭材、竹材その他の林産物を集団的に生育させるために用いる土地をいい、台帳地目にかかわらず現況による。したがって、樹木が生えていても樹園地及び庭園は山林から除く。

保有山林

世帯が単独で経営できる山林のことであり、所有山林のうち他に貸し付けている山林などを除いたものに他から借りている山林などを加えたものをいう。

6 本市では市全域を34農区に分けているが、農区と地域との対応関係は下表のとおりである。

農 区、地 区 対 応 表

農 区	包 括 地 区	農 区	包 括 地 区
第1農区	池田、花園、島崎、横手	第17農区	小島
" 2 "	春日、蓮台寺、田崎、新土河原	" 18 "	亀田
" 3 "	春竹、本荘、本山	" 19 "	中島、沖新、中原
" 4 "	画図	" 20 "	供合（含新南部）
" 5 "	健軍、神水	" 21 "	広畑（含保田窪）
" 6 "	清水	" 22 "	小山戸島
" 7 "	薄場、島、上ノ郷、合志、刈草、薫	" 23 "	西里
" 8 "	白藤、八幡	" 24 "	川上
" 9 "	世安、十禅寺、平田、近見、高江、南高江	" 25 "	河内
" 10 "	出水、大江、渡鹿	" 26 "	芳野
" 11 "	元三、野田	" 27 "	八分字
" 12 "	田迎	" 28 "	藤富
" 13 "	御幸	" 29 "	並建、白石、島口、浜田
" 14 "	池上、戸坂、谷尾崎、上高橋	" 30 "	中緑
" 15 "	城山	" 31 "	銭塘、内田
" 16 "	秋津	" 32 "	奥古閑
	松尾	" 33 "	海路口
		" 34 "	川口